

農地法第3条 申請書類一覧表及びチェックリスト（農地所有適格法人申請用）

□所有権移転(売買・贈与・交換) □賃借権(設定・移転) □使用貸借権(設定・移転)

※農地法3条許可による、所有権移転登記については、関係者自身や司法書士等が行うこととなります。市や農業委員会では行いません。

記入した申請書類一式の写しを、説明用として必ず担当地区の農業委員に渡して下さい。

✓	書類の種類（各1部提出）	説明（提出要件）
1	許可申請書	賃借する機械がある場合については、契約書の写し。
2	登記事項証明書【法務局】	発行日より3ヶ月以内であること (原則、登記内容に抵当権がないこと)
3	確約書又は同意書 (原則、抹消登記後の申請となります。)	申請地に設定されている抵当権又は仮登記権等の抹消登記に困難な理由がある場合
4	公図の写【法務局】又は 位置図 等	発行日より3ヶ月以内であること 場所が確認できるよう着色して下さい。
5	営農計画書	
6	確認書	
7	農業経営実施計画書	①新規法人②新規に香取市内に農業参入しようとする既存法人。③新規事業に参入しようとする既存法人。 ④既存適格法人で、取得・賃貸規模の大きな場合。(計画内容について、事前審査会または総会時、もしくはその両方でご説明していただきます。)
8	農地所有適格法人としての事業等の状況	すべての法人。
9	総会・取締役会・理事会議事録等の写	すべての法人。申請農地を取得・賃借する議案が記録されている議事録。
10	担当農業委員の 説明内容確認書	譲受法人の所在地(市外法人の場合は、農地所在地)の地区担当農業委員へ、申請書類一式の写しと一緒に渡して下さい。
11	担当農業委員の 現地調査書	
12	委任状	代理人による申請書提出の場合
13	法人登記事項証明書【法務局】	①新規法人②新規に香取市内に農業参入しようとする既存法人。
14	定款又は寄付行為の写	すべての法人。
15	組合員名簿又は株主名簿の写	①新規法人②新規に香取市内に農業参入しようとする既存法人。
16	法人の農業経営の実態証明【法人所在地の農業委員会】	法人の所在地が香取市以外で、すでに営農している法人。
17	法人構成員の農業経営の実態証明【構成員の住所地の農業委員会】	法人構成員の住所が香取市以外で、すでに営農している者。
18	相続関係図 戸籍・除籍謄本 相続放棄申述受理謄本 遺産分割協議書	土地登記名義人が死亡している場合には、原則として相続登記後の申請となります。 やむを得ない理由がある場合には、左記の書類を添付して下さい。(所有権移転の場合は不可)
19	その他(農業委員会が審査上、必要と判断した書類や総会等での説明等) ※審査過程中に提出を求める場合もあります。	①7番の説明欄にかかわらず、既存適格法人で、営農状況を精査する必要があるため、7・13・15番の書類の提出及び7番の書類の事前審査会や総会、もしくはその両方で説明。②他市町村で農地所有適格法人である場合には、過去5年程度の適格法人報告書や法人税申告書、またはその両方の写し等の提出。③その他農業委員会が求める書類。

留意事項

① 法人税・贈与税は税務署、不動産取得税は県税事務所、法人市民税は市税務課にあらかじめ相談して下さい。

② 譲渡人が農業者年金受給に関係する場合は、別途の手続きも必要となります。

※法人の定める事業年度終了後3か月以内に毎年農業委員会へ農地所有適格法人報告書を提出しなければなりません。(農地法第3条5項)

報告書の提出を怠った場合、その後の3条許可申請・その他許可、申請はできません。

裏 面 へ

- ① 事前審査会、総会に出席をお願いする法人の方は、
当日、会議室前に、10～15分前にお越し下さい。
- ② 会社経営者及び現地責任者2～3名程度の出席をお願いします。
- ③ 事前審査会及び総会の両方に出席いただく場合もあります。

※説明及び質疑回答が終了次第、退出していただきます。

- ④ 農業経営実施計画書に沿ってご説明いただきます。
- ⑤ 内容説明で、説明不足や疑義があった場合には、
翌月に持ち越しとなる場合があります。